

IV. 第6次NACCS詳細仕様確定後の変更について

IV-1. 仕様変更の概要

既にNACCS掲示板においてご案内していますが、第6次NACCSの業務仕様の一部について下表のとおり変更がありますので、改めてお知らせいたします。

項番	項目	業務コード	関係業種	概要	変更時期
1	修正申告情報の帳票テンプレートのラベル削除	AMC	通関業	NACCS専用口座廃止に伴い、修正申告情報（出力情報コード：SAD4711/AAD4711）に延滞税が出力されるケースが無くなることから、帳票テンプレートの「延滞税額合計」ラベルを削除する。なお、自社システム利用者の影響を考慮し、出力項目の「関税延滞税額合計」及び「内国消費税等延滞税額合計」は削除しない。	第6次NACCS更改時（RTから変更反映）
2	本船・ふ中扱い承認通知書の税関通知欄の記載内容修正	HFC HFC20 HFX	通関業	本船・ふ中扱い承認申請に係る根拠法令が法改正により変更となるため、本船・ふ中扱い承認通知書（出力情報コード：SAL0772）の「税関通知欄」の記載を「関税法第67条の2第2項の規定により、あなたが申請した貨物の本船・ふ中扱いを承認します。」とする。	第6次NACCS更改時（RTから変更反映）
3	包括保険本登録情報控の帳票テンプレートへの文言追加	HKA	輸出入者 通関業 海貨業	輸出入者、通関業、海貨業が行う「包括保険確認登録（HKA）」業務で入力者に出力される包括保険本登録情報控（出力情報コード：CAD0220）の帳票テンプレートに固定文言（注意事項）を追加する。出力項目に変更はない。	第6次NACCS更改時（RTから変更反映）
4	関税割当関連業務のe b M S処理方式対応	TQA TQB TQC TQE ITQ	通関業 輸出入者	「関税割当証明書内容登録（TQA）」業務、「関税割当証明書内容呼出し（TQB）」業務、「関税割当証明書内容訂正（TQE）」業務、「関税割当裏落数量仮登録（TQC）」業務及び「関税割当証明書内容照会（ITQ）」業務について、e b M S処理方式対応とする。	第6次NACCS更改時（RTから変更反映）
5	認定通関業者用申告先官署の自動補完機能	IDA 他	通関業	非設置官署に申告する場合において、一の官署にのみ輸出入申告を行う認定通関業者の利便性を考慮して、認定通関業者用申告先官署をあらかじめシステムに登録することにより、輸出入申告のあて先官署に当該税関官署コードが自動補完される機能を提供する。	第6次NACCS更改時（RTから変更反映）
6	NACCS用品目コードの見直し		通関業	NACCS用品目コード（輸入）におけるオペリスク対象品目については、品目改正、EPA等の発効等により対象数が年々増加しており、品目管理や入力煩雑化を招いている。このため、業務仕様の一部変更を行い、オペリスク管理対象品目の削減を実施する。	平成30年4月予定

【参考2】NACCS参加予定の損害保険会社等について

2. 第6次NACCSに参加予定の損害保険会社

第6次NACCSに参加を予定している損害保険会社は以下のとおりとなっています（平成29年3月22日時点）。
 なお、今後参加する損害保険会社については、次期NACCS掲示板でご案内いたします。

項番	損害保険会社名
1	A I U損害保険株式会社
2	共栄火災海上保険株式会社
3	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
4	チューリッヒ保険会社
5	東京海上日動火災保険株式会社
6	三井住友海上火災保険株式会社

（50音順、平成29年3月22日時点）

3. 次期NACCS掲示板での案内

NACCSにご参加いただく損害保険会社については、随時、次期NACCS掲示板においてご案内いたしますが、同掲示板掲載にあたっては、各損害保険会社の連絡先等の情報等も含めて一覧形式で提供する方向で検討を進めています。

具体的に掲載する内容については、今後、損害保険会社と協議のうえ、決定することとしています。

IV-5. 関税割当関連業務のe b M S 処理方式対応

下表の「e b M S 対応」欄に「●」を付した業務及び出力情報について、新たにe b M S 処理方式に対応いたします。

業務仕様書番号	業務コード	業務名	入力者			e b M S 対応 (入力)	出力情報名	出力情報コード	出力先			備考		
			税関	輸出入者	通関業				税関	輸出入者	通関業		e b M S 対応 (出力)	
5051	TQA	関税割当証明書内容登録		○	○	●	関税割当証明書内容登録控情報	CAD0070		○	○	●		
5052	TQE	関税割当証明書内容訂正		○	○	●	関税割当証明書内容訂正控情報	CAD0080		○	○	●		
5053	TQC	関税割当裏落内容仮登録		○	○	●	関税割当裏落内容仮登録控情報	CAD0090		○	○	●		
5056	TQB	関税割当証明書内容呼出し		○	○	○	●	関税割当証明書内容訂正情報	CAD0140			○	●	
							●	関税割当裏落内容登録情報	CAD0150		○	○	●	
5057	ITQ	関税割当証明書内容照会	○	○	○	●	関税割当証明書（裏落）内容照会情報	CAD0170		○	○	●		
5054	CQA	関税割当証明書内容確認	○				関税割当証明書登録通知情報	CAD0110		○	○	●	TQA業務の入力者に配信	
5055	CQC	関税割当裏落内容税関確認後訂正確認	○				関税割当裏落内容税関確認後訂正確認結果通知情報	CAD0130		○	○	●	TQE業務の入力者に配信	

IV-6. 認定通関業者用申告官署の自動補完機能について（1）

1. 概要

輸出入申告官署の自由化の実施に伴い、認定通関業者は貨物の蔵置場所を管轄する税関官署（以下「蔵置官署」という。）以外の官署（以下「非蔵置官署」という。）に対して、輸出入申告が可能となります。NACCSでは申告業務のあて先官署に税関官署コードを入力しない場合は、システムで蔵置官署の税関官署コードが自動補完されるため、非蔵置官署に申告する場合は、輸出入申告の都度あて先官署に非蔵置官署の税関官署コードを入力する必要があります。このため、一つの官署にのみ輸出入申告を行う認定通関業者の利便性を考慮して、認定通関業者用申告先官署をシステムに登録することにより、輸出入申告のあて先官署に当該税関官署コードが自動補完される機能を提供します。

2. 官署決定の優先順位

輸出入申告業務において、あて先官署等の入力内容により以下（1）（2）の順で申告官署が決定されます。

（1）あて先官署に税関官署コードを入力した場合は、入力された官署とします。なお、一般の通関業者が通関予定蔵置場を管轄する税関官署と異なる官署を入力した場合は、輸出入者がAEO輸出入者である場合等を除き業務がエラーとなります。

（2）あて先官署コードを入力しない場合は、以下の①から③の順で申告官署が決定されます。

- ① 「申告先種別コード」欄に「T（特別通関貨物）」を入力した場合は、通関予定蔵置場を管轄する特別通関貨物を受け付ける官署とします。「R（緊急通関貨物）」を入力した場合は、通関予定蔵置場を管轄する官署とします。
- ② 以下の条件をすべて満たす場合は、認定通関業者用申告官署とします。
 - ・申告等予定者又は入力者が認定通関業者であること。
 - ・申告等予定者又は入力者について認定通関業者用申告官署がシステムに登録されていること。
- ③ 通関予定蔵置場を管轄する申告官署とします。

IV-6. 認定通関業者用申告官署の自動補完機能について（2）

3. 対象業務

- ・「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ・「石油製品等（総保出）輸入申告事項登録（MWA）」業務
- ・「輸出申告事項登録（EDA）」業務
- ・「輸出許可内容変更申請事項登録（EAA）」業務
- ・「輸出取止め再輸入申告事項登録（EEA）」業務
- ・「機用品蔵入等承認申請事項登録（CTA）」業務
- ・「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務
- ・「輸出マニフェスト通関申告（MEC）」業務
- ・「輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（MAF）」業務
- ・「本船・ふ中扱い承認申請事項登録（HFA）」業務
- ・「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務

4. 本機能利用のための手続き等

認定通関業者用申告官署をあらかじめシステムに登録したい認定通関業者は、次の（1）留意事項を確認の上、（2）のとおりNACCSセンターにお申し込みください。

（1）申込み上の留意事項

- ① 本機能は認定通関業者のみ利用可能です。
- ② 全国の通関官署を設定可能ですが、航空貨物及び海上貨物の通関官署をそれぞれ設定する必要があります。
- ③ NACCSの組込日は1月、4月、7月及び10月の各月初回システム登録日の年4回です。
- ④ 設定した申告官署コードは、官署の統廃合、認定通関業者の認定取り消し等により変更・削除しなければならない場合を除き、原則変更できません。

IV-6. 認定通関業者用申告官署の自動補完機能について（3）

（2）申込方法

- ① 「認定通関業者用申告官署調査票」に必要事項を入力の上提出期限までにNACCSセンターに提出してください。
 なお、設定した内容の変更及び削除をしたい場合は、同調査票に必要事項及び変更・削除理由を記載の上NACCSセンターに提出してください。
- ② 提出期限は各システム設定日1週間前までとします（具体的な期限は掲示板を参照してください。）。
- ③ 調査票は以下のアドレスにメールで送付してください。
 システム登録日が平成29年10月8日まで：（Eメール）jiki-riyou@naccs.jp
 システム登録日が平成30年1月4日以降：（FAX）0120-794522

（参考）認定通関業者用申告官署のスケジュール

システム設定書類締切日	システム登録日	第6次NACCS反映日等
平成29年5月17日	平成29年6月1日	総合運転試験 フェーズⅠから
平成29年6月16日	平成29年7月3日	総合運転試験 フェーズⅢから
平成29年8月28日	平成29年10月8日	稼働日から
(第6次NACCS稼働後) システム登録日の2週間前	(平成30年1月以降) 1月、4月、7月、10月の 初回登録日	システム登録日から

IV-6. 認定通関業者用申告官署の自動補完機能について（4）

本機能の利用申込及び変更・削除に係る調査票は以下のとおりです。

NACCS様専用
認定通関業者用申告官署調査票

A. 利用者コード

(1) 利用者コード

B. 認定通関業者用申告先官署（航空）

(2) 登録区分 1: 登録・変更 0: 削除

(3) 税関官署コード

(4) 変更・削除理由

C. 認定通関業者用申告先官署（海上）

(2) 登録区分 1: 登録・変更 0: 削除

(3) 税関官署コード

(4) 変更・削除理由

A. 利用者コード
 (1) NACCSセンターより付与された利用者コード（英数字6桁）を入力してください。

B. 認定通関業者用申告先官署（航空）
 航空システムの輸出入申告において、各先官署にシステムで自動補完したい税関官署コードを入力する。
 (1) 登録区分を「1」または「0」で入力してください。
 (2) 変更の場合、輸出入申告時と異なる先官署に自動で入力した変更後の税関官署コード（英数字6桁）を入力してください。削除の場合、現在登録している税関官署コード（英数字6桁）を入力してください。
 (3) 変更または削除の場合は理由を入力してください。
 (4) 「申告官署が廃止となったため」、「認定通関業者の認定が取り消されたため。」

C. 認定通関業者用申告先官署（海上）
 航空システムの輸出入申告において、各先官署にシステムで自動補完したい税関官署コードを上記欄に記入する。

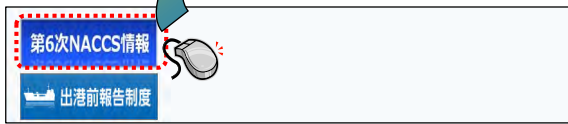
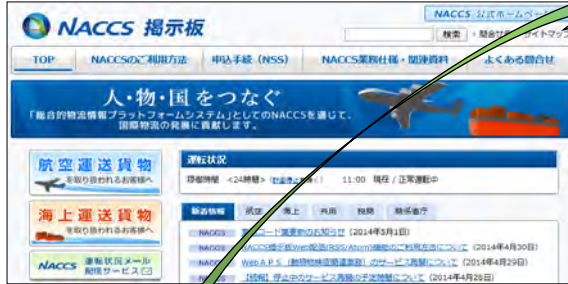
IV-6. 認定通関業者用申告官署の自動補完機能について（5）

認定通関業者用申告官署調査票の掲載場所



認定通関業者用申告官署調査票の掲載場所は、以下のとおりNACCS掲示板に掲載しています。

【NACCS掲示板 トップページ】



<http://www.naccscenter.com/> 又は、**NACCS** 検索

システム設定書類の記載例、プランクフォーム等を掲載。



「次期（第6次）NACCS利用申込手続き」

◆新着情報

◆次期（第6次）システム設定関係

- ・保税蔵置場調査票 [プランクフォーム](#) [記載例](#)
- ・船会社調査票 [プランクフォーム](#) [記載例](#)
- ・C Y調査票 [プランクフォーム](#) [記載例](#)
- ・輸出許可通知情報等の二重出力に係る調査票（航空用、海上用）[プランクフォーム](#) [記載例](#)
- ・輸入許可通知情報等の二重出力に係る調査票（航空用、海上用）[プランクフォーム](#) [記載例](#)
- ・認定通関業者用申告官署調査票 [プランクフォーム](#) [記載例](#)

IV-7. NACCS用品目コードの見直し（1）

区分	概要
1. 個別検討事項	NACCS用品目コード（輸入）におけるオベリスク対象品目（※1）の削減（見直し）
2. 見直しの経緯	NACCS用品目コード（輸入）におけるオベリスク対象品目については、品目改正、EPA等の発効等により対象数が年々増加しており、品目管理や入力の手間を招いている。このため、業務仕様の一部変更を行い、オベリスク管理対象品目の削減を実施する。【重要望案件】 現在のオベリスク対象品目数： 753品目 （NACCS用品目コード（輸入）9桁ベース：平成29年1月現在）
3. 第6次NACCS変更仕様案	以下のオベリスク対象品目について削減（見直し）を行い、これに伴う運用（入力方法）等の見直しを行うこととする（平成30年4月予定）。 ①医薬品関税相互撤廃該当品目（INN対象品目 ※2） 削減対象品目数： 246品目 ②消費税非課税対象品目（※3） 削減対象品目数： 300品目 ③数量に基づく特別緊急関税（数量ベースSSG）対象品目 削減対象品目数： 150品目 （※4） ・①及び②については、既存項目に該当品目であることのコードを入力することにより税率を決定するよう仕様変更を行う。 ・③については、税率のシステム設定を変更することにより対応（運用対処）。

※1：日本関税協会発行の実行関税率表の「NACCS用欄」に+、+1等が記載されている品目であり、当該対象品目を「輸入申告事項登録（IDA）」業務等において使用する際には、NACCS掲示板の業務コード集及び実行関税率表附表に記載の「NACCS用品目コード」参照し入力する。
 ※2：世界保健機関の「国際一般名称（INN）」を有する医薬品の有効成分であって、WTO協定の日本国の譲許表の附属書（医薬品関係）の付表で指定するもの
 ※3：消費税法第6条等の規定により、消費税非課税と規定されている品目
 ※4：関税暫定措置法別表1の6に掲げる品目で、同法第7条の3発動後のもの

IV-7. NACCS用品目コードの見直し（2）

① 医薬品関税相互撤廃該当品目（INN対象品目）の見直し

＜現状＞ 医薬品関税相互撤廃該当品目（INN対象品目）については、INN対象品目用コードを便宜的に分割して設定し、当該コードを入力している。

【設定イメージ】

実行関税率表

番号・細分	NACCS用	NACCS用品目コード	備考
281830000 ↑		2818300004	その他のもの
		2818300015	医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの

輸入統計用品目コード（WTO協定税率3.3%）

INN対象品目用の分割コード（WTO協定税率FREE）

【入力画面イメージ】

＜通関業者＞

＜01 欄＞ 品目番号水 **281830001** **5** 品名

数量1 数量2

BPR係数 運賃按分

関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別 減免税コード 内消費税額

1		
3		
5		

INN対象品目用の分割コードを入力

【出力画面イメージ】

品名 ALUMINIUM HYDROXYDE

税表番号 2818.30

申告価格（CIF） ¥1,072

関税率 G FREE

関税額

減免税額

関税率「FREE」

＜見直し案＞ INN対象品目用の関税減免税コードを新設し、分割した品目コードを削除し、これに変えて輸入統計用品目コード、及び新設する関税減免税コードを入力する。

【設定イメージ】

実行関税率表

番号・細分	NACCS用	NACCS用品目コード	備考
281830000 ↑		2818300004	その他のもの
		2818300015	医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの
		2818300000	INN対象品目用の分割コードを削除

INN対象品目用の分割コードを削除

（※2）

輸入申告（沖繩特免）業務（OTA）は、「関税減免税コード」欄が存在しないため、「INN対象識別」欄を新規追加することで対応。

また、蔵入、移入、総保入等の申請業務（IDA）についても「関税減免税コード」欄が存在しないため、当該コード欄を追加することで対応。（INN用の関税減免税コードのみ入力可能とする。）

【入力画面イメージ】

＜通関業者＞

＜01 欄＞ 品目番号水 **281830000** **4** 品名

数量1 数量2

BPR係数 運賃按分

減免税コード **INN** 関税減税額

内消費税等種別 減免税コード 内消費税額

輸入統計用品目コードを入力

新設するINN品目用の関税減免税コード「INN(仮)※2」を入力

【出力帳票イメージ】

品名 ALUMINIUM HYDROXYDE

税表番号 2818.30

申告価格（CIF） ¥1,072

関税率 G FREE

関税額

減免税額

現行と同様に関税率「FREE」

IV-7. NACCS用品目コードの見直し（3）

② 消費税非課税対象品目の見直し

＜現状＞ 消費税非課税対象品目については、消費税非課税対象品目用コードを便宜的に分割して設定し、当該コードを入力している。

【設定イメージ】

実行関税率表

番号・細分	NACCS用	NACCS用品目コード	備考
392610000 ↑		3926100006	その他のもの
		3926100010	消費税非課税のもの

輸入統計用品目コード（消費税：8%）

消費税非課税対象品目用の分割コード（消費税非課税）

【入力画面イメージ】

＜通関業者＞

＜01 欄＞ 品目番号水 **392610001** **0** 品名

数量1 数量2

BPR係数 運賃按分

関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別 減免税コード 内消費税額

内消費税等種別欄は入力不要

消費税非課税対象品目用の分割コードを入力

【出力画面イメージ】

一内国消費税等(1) 課税標準額

税率 税率 減免税 減免税

消費税非課税対象品目については、特に消費税に関する出力がされない仕様（消費税に係る課税計算は行わない仕様）となっている（共通部への出力、及び欄部への「FREE」等も出力されない。）。

＜見直し案＞ 消費税非課税対象品目用の内国消費税等種別コードを新設し、分割した品目コードを削除し、これに変えて輸入統計用品目コード、及び新設する内国消費税等種別コードを入力する。

【設定イメージ】

実行関税率表

番号・細分	NACCS用	NACCS用品目コード	備考
392610000 ↑		3926100006	その他のもの
		3926100010	消費税非課税のもの
		3926100000	消費税非課税対象品目用の内国消費税等種別コード「F0（エフゼロ）」を入力

消費税非課税対象品目用の分割コードを削除

【出力画面イメージ】

一内国消費税等(1) 課税標準額

税率 税率 減免税 減免税

種別 **F0** 課税標準額

【入力画面イメージ】

＜通関業者＞

＜01 欄＞ 品目番号水 **392610000** **0** 品名

数量1 数量2

BPR係数 運賃按分

減免税コード **F0** 関税減税額

内消費税等種別 減免税コード 内消費税額

輸入統計用品目コードを入力

新設する消費税非課税対象品目用の内国消費税等種別コード「F0（エフゼロ）」を入力

「内国消費税等種別」欄に消費税非課税であることを示す（「F0」）のみを出力し、現行と同様に課税計算は行わない仕様とする。また、共通部への出力についても、現行と同様に行わない仕様とする。

IV-7. NACCS用品目コードの見直し（4）

③ 数量に基づく特別緊急関税（数量ベースSSG）対象品目の見直し

＜現状＞ 数量ベースSSG対象品目※については、数量ベースSSG対象品目用コードを便宜的に分割して設定し、SSG発動後においては、当該SSG発動後は当該コードを入力している。

【設定イメージ】

実行関税率表 番号・細分	NACCS用 NACCS用品目コード	備考
040299129 ↑	0402991293	その他のもの
	0402990011	暫定法第7条の3発動後のもの

輸入統計用品目コード（SSG発動前）

数量ベースSSG対象品目用の分割コード（SSG発動後）

【入力画面イメージ】

＜通関業者＞

＜01 欄＞ 品目番号※ **040299001** 1 品名

数量1 数量2

R係数 運賃按分

関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別 減免税コード 内消費税額

1

3

5

SSG発動後はSSG用の分割コードを入力

【出力画面イメージ】

品名 MILK & CREAM, 8% FAT, SUGA

税表番号 0402-99-1-(2)

申告価格 (CIF) ¥1,142

関税率 T 34%+¥273.67/KG

関税額 ¥3,076

減免税額

SSG発動後の税率が取得される

＜見直し案＞ 輸入統計用品目コードについて、SSG発動時にNACCS側で税率設定の変更を実施することとし、分割した品目コードを削除する。SSG発動後においても輸入統計用品目コードを入力する。

【設定イメージ】

実行関税率表 番号・細分	NACCS用 NACCS用品目コード	備考
040299129 ↑	0402991293	その他のもの
	0402990011	暫定法第7条の3発動後のもの

SSG発動時には、当該コードに対しNACCS側で税率変更を行う（SSG発動後の税率に設定変更）

数量ベースSSG対象品目用の分割コードを削除

【入力画面イメージ】

＜通関業者＞

＜01 欄＞ 品目番号※ **040299129** 3 品名

数量1 数量2

BPR係数 運賃按分

関税減免税コード 関税減税額

3

5

輸入統計用品目コードを入力

SSGが発動していなければ通常の税率が、SSGが発動していればSSG発動後の税率が取得される

【出力画面イメージ】

品名 MILK & CREAM, 8% FAT, SUGARED, OTHER

税表番号 0402-99-1-(2)

申告価格 (CIF) ¥1,142

関税率 T 34%+¥273.67/KG

関税額 ¥3,076

減免税額